

# エコ・エネ総合対策事業費補助金

## 『くずまき商品券』で補助金を交付します

(注) 購入及び着工前の事前申請が必要です。

葛巻町では、地域循環型社会の構築と町内経済の活性化を図るため、新エネルギー・省エネルギー施設の整備及び、環境改善・リサイクル活動の一部経費を助成します。

### ▶ 交付対象事業

#### ① 新エネルギー等導入事業

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ア 太陽光発電設備の設置      | イ 太陽熱利用設備の設置 |
| ウ 木質バイオマス熱利用設備の設置 | エ 小水力発電設備の設置 |
| オ その他の新エネルギー設備の設置 |              |



#### ② エコ活動推進事業

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| ア 生ごみ処理機の購入       | イ 産業廃棄物等の発生抑制及びリサイクル利用設備の設置 |
| ウ クリーンエネルギー自動車の購入 | エ 高効率エネルギー設備の設置             |
| オ LED照明の設置        |                             |

#### ③ 資源回収事業

- ア 資源回収の実施



### ▶ 交付対象者

#### ① 新エネルギー等導入事業

- ・町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人（電気事業者を除く。）

#### ② エコ活動推進事業

- ・町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人

#### ③ 資源回収事業

- ・回収した資源を次のいずれかに売却する、町内の住民団体又は学校
  - 町長が認める資源回収業者
  - 岩手県再生資源商工組合加盟業者
  - 岩手県資源回収協同組合加盟業者



### ▶ 補助金の交付

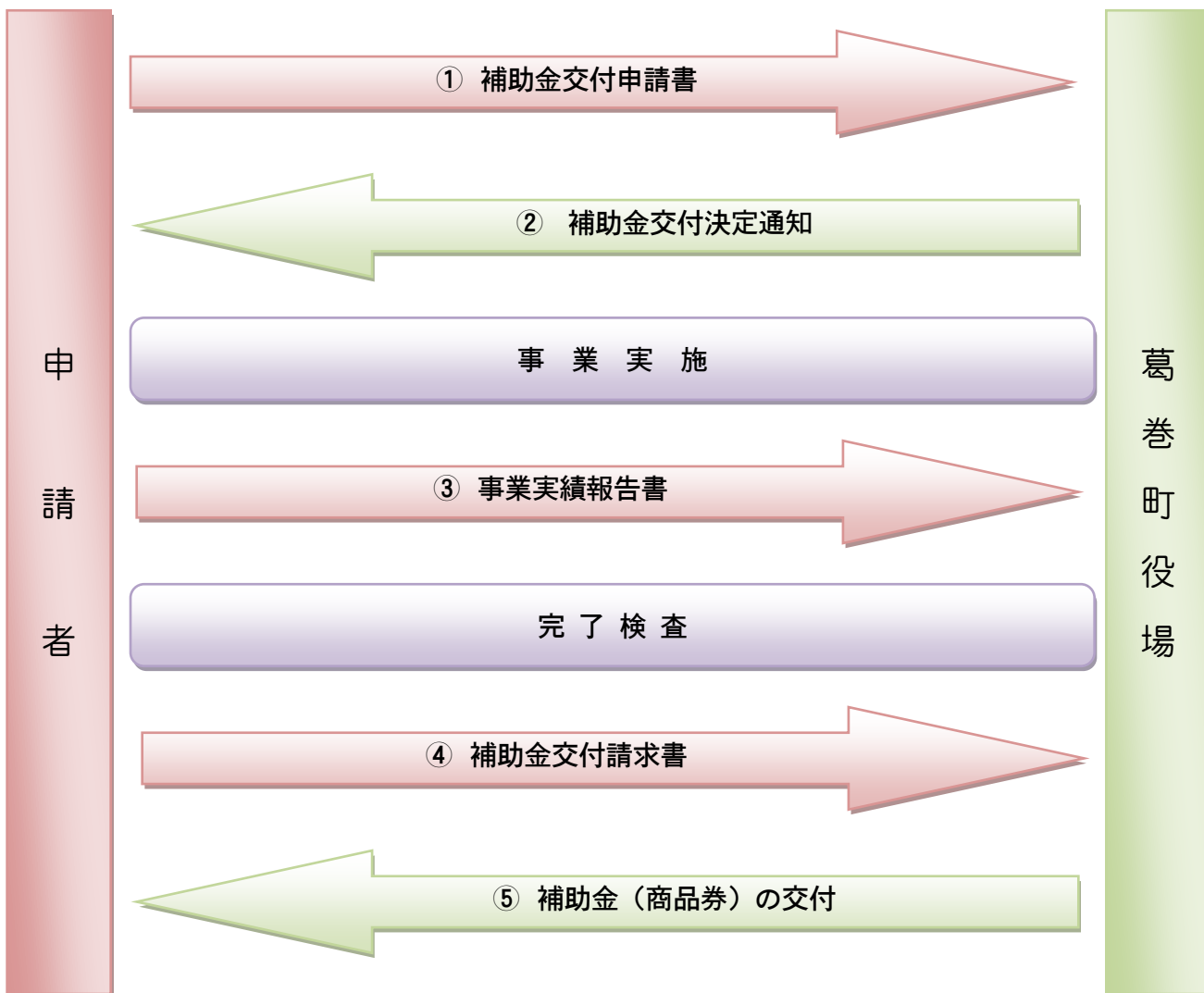
- ・新エネルギー等導入事業とエコ活動推進事業の補助金は、「くずまき商品券」で交付します。ただし、補助金の額が50万円を超える場合は、残りの補助金は現金で交付します。

【問い合わせ先】 葛巻町役場 農林環境エネルギー課 環境エネルギー係

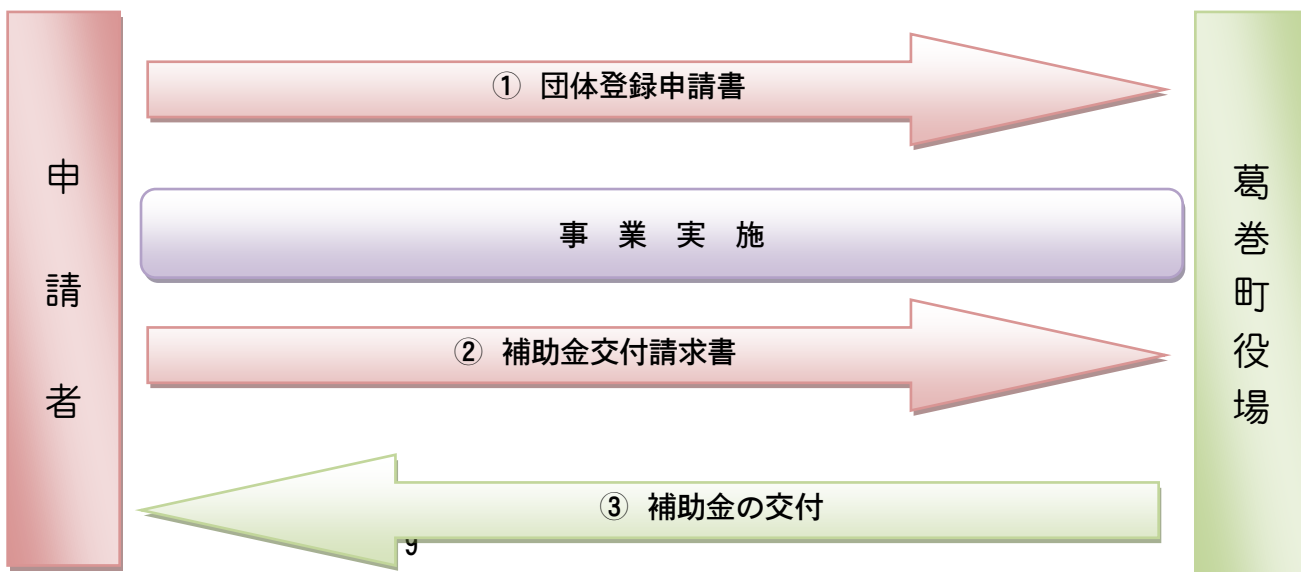
TEL 0195-66-2111 (内線143) / FAX 0195-66-432

## ☆☆ 補助金交付までのフロー ☆☆

### ① 「新エネルギー等導入事業」及び「エコ活動推進事業」の場合



### ② 「資源回収事業」の場合



## ☆☆ 補助の要件及び補助金の額 ☆☆

### ① 新エネルギー等導入事業

<b>太陽光発電設備</b>
<b>【補助の要件】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置する設備が未使用なものであること</li><li>・ 固定価格買取制度により全量売電する場合は、補助対象外とします。 ただし、住宅用太陽光発電（10kW未満）で、余剰電力を売電する場合は補助対象とします。</li></ul> <b>【補助金の額】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1kWにつき3万円（上限：15万円）</li></ul>
<b>太陽熱利用設備</b>
<b>【補助の要件】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置する設備が未使用なものであること</li></ul> <b>【補助金の額】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然循環型太陽熱利用温水器：3万円</li><li>・ 強制循環型ソーラーシステム：5万円</li></ul>
<b>木質バイオマス熱利用設備（ペレット、薪等を燃料とするストーブやボイラー）</b>
<b>【補助の要件】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置する設備が未使用なものであること</li></ul> <b>【補助金の額】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置費用の1/2以内の額（上限10万円）</li><li>・ ボイラーを設置する場合で、国・県補助金の交付を受ける場合は、設置費用の1/10の額</li></ul>
<b>小水力発電設備</b>
<b>【補助の要件】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置する設備が未使用なものであること</li><li>・ 固定価格買取制度により全量売電する場合は、補助対象外とします。 ただし、電気事業者との個別契約において、余剰電力を売電する場合は補助対象とします。</li></ul> <b>【補助金の額】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置費用の1/10以内の額（上限：30万円）</li></ul>
<b>その他の新エネルギー設備（風力発電設備、地中熱ヒートポンプ 等）</b>
<b>【補助の要件】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置する設備が未使用なものであること</li><li>・ 発電設備を導入する場合、固定価格買取制度により全量売電する場合は、補助対象外とします。 ただし、電気事業者との個別契約において、余剰電力を売電する場合は補助対象とします。</li></ul> <b>【補助金の額】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置費用の1/20以内の額（上限：10万円） ただし、国・県補助金の交付を受ける場合は、設置費用の1/10の額</li></ul>

※補助金の額は、いずれも千円未満の端数は切り捨てとなります。

## ② エコ活動推進事業

### 生ゴミ処理機の購入

**【補助の要件】**

- ・ 購入する設備が未使用なものであること
- ・ 購入費用が1万円以上であること

**【補助金の額】**

- ・ 購入価格の1/2以内の額（上限：住宅用 3万円、事業所用 50万円）

### 産業廃棄物等の発生抑制及びリサイクル利用設備の設置

**【補助の要件】**

- ・ 設置する設備が未使用なものであること

**【補助金の額】**

- ・ 設置費用の1/10以内の額（上限：300万円）

### クリーンエネルギー自動車の購入（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車）

**【補助の要件】**

- ・ 購入する車両が未使用なものであること

**【補助金の額】**

- ・ 車両本体価格の1/20以内の額（上限：5万円）

### 高効率エネルギー設備の設置

**【補助の要件】**

- ・ 設置する設備が未使用なものであること

**【補助金の額】**

- ・ 設置費用の1/10以内の額（上限：3万円）

### LED照明の設置

**【補助の要件】**

- ・ 設置する設備が未使用なものであること
- ・ 設置費用が2万円以上であること

**【補助金の額】**

- ・ 設置費用の1/10以内の額（上限：3万円）

※補助金の額は、いずれも千円未満の端数は切り捨てとなります。

## ③ 資源回収事業

### 資源回収の実施

**【補助の要件】**

- ・ 一般廃棄物のうち資源として再利用できる新聞紙、雑誌、ダンボール、繊維くず、金属類、アルミ類、びん・ガラス類、その他の有価物を回収業者に売却すること

**【補助金の額】**

- ・ 1団体あたり、回収業者に売却した額の1/5の額
- ・ 年間活動費3千円